平成２４年（フ）第８号
岡山県倉敷市川入856番地27
破産者　衣笠　泰三
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第８８１号
広島市南区宇品海岸１丁目８番１号、破産手続開始決定時の住所広島県安芸郡海田町大立町２番６－３号
破産者　小柳塗装こと　小柳　正月
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８２号
広島市南区宇品海岸１丁目８番１号、破産手続開始決定時の住所広島県安芸郡海田町大立町２番６－３号
破産者　小柳紀美恵
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５１号
福岡市早良区室見１丁目13番５―303号、破産手続開始決定時の住所佐賀県佐賀市南佐賀１丁目16番27―404号
破産者　堤　　俊哉
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
福岡県大牟田市中白川町３丁目356番地、破産手続開始決定時の住所福岡県柳川市三橋町垂見85番地４
破産者　田中　敏昭
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
熊本県八代市鼠蔵町1989番地
破産者　坂口　利行
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４３４号
沖縄県那覇市首里赤平町２丁目12番地プラスパーズ虎頭401
破産者　末吉　　満
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４２号
北海道中川郡池田町旭町６丁目21番地　緑苑団地110号、破産手続開始決定時の住所北海道中川郡本別町西美里別５番地15
破産者　鹿山　正則
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
北海道帯広市西20条南３丁目37番４号　コーポソレイユＴＷＯマーガレット号室
破産者　奥山　幸治
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
青森市浪館前田３丁目17番19号　サンシャインハウスⅠ103号、申立時の住所青森市里見１丁目６番１号
破産者　張間　重男
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
岩手県北上市相去町十二の木70番地１
破産者　田口久美子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６２号
岩手県奥州市水沢区字谷地明円６番地１　アトリオ・クラ103号室、開始決定時の住所岩手県奥州市胆沢区若柳字松原63番地
破産者　佐藤　典子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１６１号
福島県二本松市油井字谷地94番地１　ユーミーやまいち103号
破産者　三浦　正博
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
福島県二本松市油井字谷地94番地１　ユーミーやまいち103号
破産者　三浦トシミ
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
群馬県太田市大原町115番地38
破産者　山田　康之
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２３１６号
横浜市港南区日野４丁目65番10号
破産者　赤坂　隆志
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部